

【 出 産 育 児 一 時 金 の 申 請 に つ い て 】

国民健康保険の被保険者が出産(妊娠85日以上の子の死産も含みます)し、出産から2年以内に申請した場合、出産育児一時金が国保世帯主に支給されます。

出生児一人につき最大50万円支給されますが、産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は48万8千円となります。

出産育児一時金の申請手続きは、通常、分娩機関が代行しますが、次のような場合は被保険者による窓口での申請が必要となります。

- ①海外出産など、分娩機関が申請手続きを代行しない場合
- ②被保険者が分娩機関に申請手続きの代行を希望しない場合
- ③分娩機関が代行申請する金額が支給額を下回り、被保険者へ差額の支給が発生する場合

申 請 に 必 要 な も の 【ご注意】(1)、(2)はすべて原本のご持参をお願いいたします。

(1)子の出生確認がとれるもの

(i)国内出産の場合

- ①母子健康手帳(出生証明欄に記載されているもの)等
- ②分娩機関より発行された、分娩に要した金額の証明書または明細書
- ③分娩機関より発行された、直接支払制度利用の有無が分かる合意書または同意書の控え
- ④産科医療補償制度への登録がある分娩機関の場合は、その確認が取れるもの

※多くの場合、分娩機関より発行された領収書(明細書)に記載されています。

(ii)海外出産の場合 ※申請は帰国後、川口市役所第二本庁舎でのみの受付となります

- ①出産した国の公的機関(政府等)より発行された出生証明書および、その翻訳文(翻訳者の署名が必要です)
- ②出産時に出産者が現地に滞在していたことが確認できるパスポート、航空券、航空会社発行の搭乗証明書、出入国在留管理庁の出入(帰)国記録(本人等の開示請求が必要)など

※日本→現地→日本の出入国履歴のわかる部分を提示いただきます。

自動ゲートを使用する場合、必ず出入国スタンプの押印を受けてください。

(2) 出産者のマイナンバーカード、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか

(3) 世帯主の口座情報がわかるもの(通帳等)

※申請時に必要となるものについては、世帯主や出産者等の状況により変わる場合がありますので、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

※出産者の川口市国民健康保険の加入期間が6ヶ月未満である場合等には、出産育児一時金が以前に加入されていた健康保険から支給される場合があります。詳しくは下記問い合わせ先までお問い合わせください。

※申請場所は市役所第二本庁舎のほか、各駅前行政センター・各支所でも受付しています。

※国民健康保険税に滞納のあるかたは、川口市役所第二本庁舎での受付となります。

問い合わせ先

川口市国民健康保険課給付係(川口市役所第二本庁舎2階 1 番窓口)

048-259-7670(直通)